

IV すべての人^{ひと}の人権^{じんけん}を保障^{ほしょう}するために

すべての人の人権を保障するために じんけん を まもるために

前章では、取り組むべき人権課題を分野別に整理しました。

しかし、社会状況は日々変化し、複雑化した人権課題や対応の難しい問題等、従来までの枠組みや取り組みでは対応できないものが現れる可能性があります。

そこで、本章では分野別の整理ではなく、市全体としての「取り組みの基本的視点」と「人権保障推進に向けた取り組み」について、整理します。

1. 取り組みの基本的視点

取り組みの基本的視点とは、複雑化した人権課題や対応の難しい問題に取り組む際に、留意すべき視点です。

○緊急性

その人権課題は、生命・財産の安全の確保のため、猶予なく緊急に取り組むべき課題ではないか。

○複合性

その人権課題は、人権課題が複合的に発生している状況ではないか。また、その課題の解決にあたり、単一の部局では対応できず、多部局関わる課題となっている場合やNPO、民間事業者等との協働が求められるものではないか。

○地域社会との関係

その人権課題は、地域社会の中でどう位置づけられているか。地域社会における孤立、摩擦、社会的排除等、人権課題は地域社会での課題の捉えられ方等について、留意する必要があります。

2. 人権保障推進に向けた取り組み

(1) 市の役割と取り組み

人権保障を推進するために市の役割は重要であり、積極的な取り組みを行う必要があります。市の様々な施策の計画、方針やサービスの提供においては、すべての人の人権に配慮し、人権が保障されているか常に留意して施策の見直しを図ります。

大和市人権施策推進会議を設置し、「人権施策推進確認シート」を用いて、庁内各課の施策が人権指針の方向性と相反するものでないかどうかの検証を行い、人権施策を推進します。

(2) 人権啓発の推進

市の職員一人一人が人権感覚を身に着け、指針の基本理念に基づいて職務を行うよう、毎年新採用研修の中で人権研修を実施します。

また、人権に関する啓発として講演会やパネル展等を積極的に行い、大和に集うすべての人の人権意識の向上を図ります。

(3) 人権教育の推進

学校教育、生涯教育等の様々な教育の場面において、人権に関する積極的な取り組みが求められています。人権教育では、単に人権の歴史や内容等を知ることのみならず、それぞれの立場に応じた社会的責任を果たしつつ、自らの権利を行使することができる人の育成を目指します。

(4) 人権保障に向けたシステムの構築

すべての人の人権を保障していくため、人権相談窓口を設けるのみならず、相談・調査・救済等を行う総合的なシステムの構築が求められています。人権課題は複合的に発生しており、解決には単一の行政部局のみでは困難な場合もあります。部局を超えた横断的な取り組みや人権擁護委員会との連携を更に推進するほか、NPO、民間事業者等との協働によって対応を図ります。

(5) 互いに支えあう地域社会の実現

人権の保障は、行政だけが行うものではありません。何より、権利の主体である大和市に集うすべての人の主体的な活動なくしては、真の人権の保障はありません。人権が保障され、安心して暮らすことのできるまちづくりには、行政、地域、個人、NPO、民間事業者等による主体的な活動と支えあいが必要不可欠です。

大和市に集うすべての人が、自らの人権の保障に向けて積極的な努力を重ね、支えあうことにより地域社会の「つながり」の構築を図ります。

資料

大和市人権指針改定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市人権指針（以下「指針」という。）の改定について検討を行うため、大和市人権指針改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、指針の改定について必要な事項を調査検討し、その結果を市長に報告するものとする。

(委員)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる区分のうちから市長が指名する9人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の代表
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から指針の改定が完了する日までの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を掌理し、検討委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第7条各号の規定に該当するおそれがあると認める情報に関して調査検討するときは、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とす

る。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、国際・男女共同参画課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

＜大和市人権指針改定検討委員会 委員名簿＞

(敬称略、50音順)

1	委員	えんどう けいこ 遠藤 恵子	＜公募による市民＞
2	〃	おちあい よしひろ 落合 嘉弘	＜学識経験者＞ フリースペースおっち一塾塾長 元神奈川県立高等学校教諭
3	会長	かがみ きぬこ 鏡 絹子	＜関係機関の代表＞ 大和市人権擁護委員会会長
4	委員	こやた みちお 古谷田 紀夫	＜関係機関の代表＞ 社会福祉法人プレマ会みなみ風施設長
5	〃	さとう しょういち 佐藤 正一	＜公募による市民＞
6	〃	さとう みちたか 佐藤 倫孝	＜関係機関の代表＞ 大和市障害者自立支援センター長
7	〃	どい るりこ 土井 瑠璃子	＜関係機関の代表＞ 大和市男女共同参画懇話会座長
8	〃	ひぐち いくこ 樋口 郁子	＜公募による市民＞
9	副会長	わたなべ かつゆき 渡辺 勝之	＜学識経験者＞ 聖セシリア女子短期大学学長 (公財) 大和市国際化協会評議員

＜大和市人権指針改定検討委員会の開催経過＞

	開催日	議 題 等
第 1 回	2015 年 (平成 27 年) 6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長、副会長の選出 ・ 人権指針改定スケジュール説明等 ・ 現行の人権指針、市の施策等について事務局が説明 ・ 人権指針改定概要、骨子案の提示
第 2 回	7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市人権指針についての意見交換 「子どもの人権」「高齢の方の人権」 「障がいのある方の人権」
第 3 回	8 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市人権指針についての意見交換 「外国につながる方の人権」 「男女共同参画に関わる人権」「同和問題」
第 4 回	10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな課題についての講義と意見交換 (1) テーマ：「ヘイトスピーチについて」
第 5 回	11 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな課題についての講義と意見交換 (2) テーマ：「生活困窮者等について」
第 6 回	12 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権指針改定版（案）の検討、まとめ
パブリック コメント	2016 年 (平成 28 年) 3 月 1 日～ 3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報やまと 3 月 1 日号
第 7 回	4 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントを受けて再検討 ・ 人権指針改定版のまとめ

＜大和市人権施策推進会議設置要領＞

（目 的）

第1条 市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指して、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、大和市人権政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権施策に係る基本的な方針の策定・推進に関すること。
- (2) 人権施策の企画・調整に関すること。
- (3) その他、人権施策に関すること。

（構 成）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、文化スポーツ部長とする。
- 3 副会長は、健康福祉部健康福祉総務課長とする。
- 4 委員は、別表1に掲げる職の者を充てる。

（会 議）

第4条 推進会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、意見を求めることができる。

（庶 務）

第5条 推進会議の庶務は、文化スポーツ部国際・男女共同参画課が行う。

（そ の 他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領の制定に伴い「大和市人権施策推進会議設置要綱」は廃止する。

この要領は、平成18年7月27日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1

1	広報広聴課長	(広報事業を所管)
2	総合政策課長	(企画・総合計画を所管)
3	人財課長	(職員研修を所管)
4	高齢福祉課長	(高齢者福祉・介護福祉を所管)
5	障がい福祉課長	(障がい福祉を所管)
6	こども総務課長	(児童福祉を所管)
7	こども・青少年課長	(青少年育成を所管)
8	国際・男女共同参画課長	(人権問題・国際化・男女共同参画を所管)
9	生涯学習センター館長	(同和問題・人権問題を所管)
10	教育委員会 指導室長	(同和問題・人権教育を所管)
11	教育委員会 青少年相談室長	(青少年育成を所管)

◎ 秘書総務課課長

オブザーバー参加

やまとしじんけんししん かいていばん
大和市人権指針 (改定版)

へんしゅう はっこう やまとしぶんかすぼ ー つぶこくさい だんじょきょうどうさんかくか
編集・発行 大和市文化スポーツ部国際・男女共同参画課

やまとしもつるまいっちょうめ1ばん1ごう
〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL 046-260-5175 <http://www.city.yamato.lg.jp>